

古琉球における文字の導入・使用について

しるびあ たるたりーに

キーワード：古琉球，擬似漢字，仮名文字，文字体系

前提

現在，琉球列島は日本国沖縄県となっているため，日本の表記体系である「漢字仮名交じり文」を使っている¹。沖縄県になる以前も，日本と中国両国と深い関わりをもち，両国の表記体系（漢字および仮名文字）を使用していた。それゆえ，琉球列島も日本や朝鮮半島など同様に，漢字文化圏に入るといえよう。しかし，文字に対して漢字文化圏に属する他の地域（朝鮮半島，日本，ベトナムなど）と異なる道筋を歩んできた。この点を明らかにするため，以下，琉球において文字をめぐる課題を考慮する前に，漢字圏にある諸国がおおむね，漢字に対してどのような姿勢を示してきたかという話題に触れたい。

0. 漢字から派生した文字 - 擬似漢字の現象をめぐる²

東アジアでは多種の文字体系が存在するが，最も広く伝播したのはやはり中国の漢字である。それは，文字をもたない多くの民族が昔から中国によって支配され，文字を通じて，中国の文化を取り込んだからである。或いは，中国の近隣諸民族は支配されなかった場合でも，中国を先進国とみなしたため，次第に中国の文化や風俗などを取り入れた。この影響を受けた諸民族は「中国（または漢字）文化圏」に属する民族というが，それら諸民族の間に，中国の影響を受ける前またはその後に，さまざまな事情により多種の自国製文字が現われた。特に，中国の影響を受けた後，漢字とは離れがたい「腐れ縁」が生じたといえるであろう。

漢字に対して，中国の近隣諸民族語においては多様な反応が現われたが，おおまかにいえば，それは，

- 漢字をそのまま使用する
- 漢字を模倣して擬似漢字を創る
- 別系統の文字を採用する

これらの三つのケースに分類し得る。

ここでは最初の二つのケースを順にみていく。

・漢字をそのまま利用する

一般的に、文字が知られていないところで最初に漢字を導入するとき、漢字をそのまま漢字として漢文の中で使用する、すなわち中国人と同じ立場で漢字を使用することが当然であろう。この場合、漢字を取り入れた民族語が中国語と十分に異なっているのであれば特に、単に漢文を綴るのに漢字が用いられた。一方では、中国大陸に存在した非漢民族の呉、楚、越においてそうであったが、これらの民族はのちに中国に吸収されてしまったため、漢字とそれぞれの民族語のギャップが、漢字と中国語の「方言」の関係に置き換えられるようになったものである³。他方、非漢民族の国内のことを記すときに、その国の地名、人名、そして歌謡など、結局、民族語の音表記をせざるを得なくなる。したがって、民族語の表記はこの固有名詞や単語の表記から始まったと考えられる⁴。この段階に及ぶと、いままで表意文字として使いこなしていた漢字は、やむをえず表音化して使われ始め、その民族語を新たに表記し得るものとなる。つまり、この段階から新しい歩みも始まる。

他の民族の文字を借りて、表音化して使うことは世界中で珍しくない現象である。漢字の場合も、民族語の記録に「万葉仮名的」に文字を扱うという例が多くみられる。大和、古朝鮮、蒙古、越南などの初期の文献には表音（つまり「万葉仮名的」に訓読み）化した漢字がみられる。それは、それぞれの民族語を記すのにさまざまな方法を試みた結果といえよう。のちに、幾つかの民族が漢字を表音的に用い、文字に「音読み」（＝自国音化した中国語発音）を与えたが、日本のみが古い時代から現在にいたるまで「訓読み」（＝特定の漢字義に当たるその自国語の単語）を導入し続けてきた。漢字は画数が多く、表音的に使いがたいがゆえに、最初の段階を越えると、万葉仮名ふうの使用をやめて、やがて表意文字として採用したものと思われる。そのケースとして、日本、朝鮮半島、越南の例があげられる。

しかし、民族語の表記に漢字を採用する意志がなかった場合でも、民族語の文字として漢字を拒絶することになったとしても、その新しくできた文字体系には、どうしても漢字の影響が避けられないものであったようだ。つまり、新しい文字ができたといっても、漢字文化圏にある以上、漢字から完全に離脱することが不可能であった。まさにそれが擬似漢字の誕生の要因の一つであるといえよう。

・漢字を模倣して擬似漢字を考案する

漢字の伝来は当初から、本来単音節で有意とされる中国語を表記するために創造された漢字は、漢字を取り入れた民族語を記すにあまりに不相当であったがゆえ、多様の問題が出現した。前述の通り、民族語の人名・地名をはじめ、必須の文法的な補助部分を表記することに漢字を使い始

めたり、或いは妥当な独自の文字を創ったりすることがあった。日本の仮名もこのような必要から発生したと思われる。日本語を記すことに対する、漢字の不適切な特徴を克服するため仮名が創られたが、表音的に使われていた万葉仮名の簡略体、または漢字のある部分だけを取り、メモ的に創出されたことにより、漢字の変形を通じて、直接漢字から派生した文字であるといえる。さらに、日本語における漢字は次第に表音的に使われずに、表意文字としての専用的機能を果たすようになってきた。

日本語と同様、漢字を採用したそれぞれの民族語にも漢字の表意的転用が現われた。ここにも、漢字を中国語（漢文）から切り離すという過程が登場した。つまり、多くの場合、漢字をその民族語に当てはめることをやめて、それぞれの民族語にふさわしい文字を考案することが生じたということである。

Zhou の分類によると、⁵ 擬似漢字には二種類ある：

漢字の元来の部首や音符を利用する漢字の字形に類似する文字

漢字の創造原理をまねながら漢字と異なる字形によって構成される文字

漢字に字形の似る種類の擬似漢字の中に、越南で13世紀ごろに成立した字喃（チューノム）や成立次代の不明な苗（ミアオ）文字などが含まれている。

そして、漢字の創造原理をまねつつ漢字と形が異なる文字の中に、契丹（キタン）文字（10世紀に成立）、女真（ジョシン）文字（13世紀）、西夏（サイカ）文字（11世紀）とともに日本の仮名（平仮名と片仮名、9世紀に登場）がみられる。

Zhou の分類には、15世紀に古朝鮮に登場したハングル文字は考慮されていないが、筆者はハングル文字が以上の文字体系と違って音節的ではない体系であることにもかわらず、形のレベルでは日本の仮名と同様に、漢字と深い関わりをもっていると考えている。

擬似文字の運命はそれぞれ異なっているが、おおまかにいうと、中国大陸で古い時代に登場し、そして滅びてきた諸文明や諸王国の文字は、自然消滅に遭ったため、現在まで生きてきた少数民族のあいだにまだ使われている文字体系も、段々消滅の道を歩んでいくという恐れがある。グローバル化していく現代の社会には、多数の言語・方言・文字体系が、いわゆる「標準語」や「標準文字体系」に吸収されるのが現状である。この中、ベトナムと同様に自国の文字（チューノム）から漢字まで拒絶した国家があれば、日本や朝鮮半島のような国家では独自の文字や漢字が未だに用いられているケースもある。

古琉球も日本という国家に吸収されてから、文字に対して日本の対策を守ってきたが、日本になる以前、文字に関してどのような姿勢を示していたのかを以下で考慮していきたい。

1. 古琉球に固有の文字があったのか

まず、日本になる以前に古琉球にはどんな文字があったのか、という点に触れたい。

琉球に漢字や仮名が伝わったのは、1265年頃と推定されるが、⁶それ以前に固有の文字があったかどうか明らかにされていない。考古学的な発掘により、沖縄本島（嘉手納町、読谷村、北谷町など）とともに離島（与那国）でも石版などが発見されているが、刻まれているものは絵なのか、或いは固有文字であるのかは未だに不明である。これらの石版の他に、ユタの占いに使う『双紙』に独特の文字が残っていることや、『琉球神道記』（1605）、『遺老説伝』（1713頃）、『南島志』（1719）、『中山伝信録』（1721）の中に、「琉球に文字があったらしい」という記述もあるように⁷仮名や漢字が導入される以前にも琉球には文字があったとも考えられる。ただし、高橋俊三の指摘のように最近の研究が照らした結果、琉球で発見された、いわゆる「固有文字」の多くが漢字から生まれたとことが明らかとなった。

この「固有文字」のうち、沖縄本島と離島で明治時代まで庶民の中で使用された「スーチューマ」は、漢字の省略体または漢字から派生したと思われる。「双紙」は殆ど十干十二支や暦日に限られ、漢字や仮名の影響を示している。そして納税などに使用された「ワラ算」は数量の表現方法ではあるが、⁹厳密に言えば文字という範疇に入れるべきではないだろう。以下、これらの「固有文字」を簡単に紹介する。

・石刻絵文字

1933年から1974年にかけて、嘉手納町、読谷村、北谷町で石に刻まれた絵文字が見つかり、現在まで9個の石版が発見されている。この石版には農耕具、船などの絵文字や数字などの記号のようなものが刻まれているが、多くの部分は未解読である。個々の絵や文字は、女性の手で描かれていた入墨、「時双紙」、先島の「カイダー字」、「スーチューマ」などにも見られるものがある。

1986年に与那国島で、ダイビングポイントの開拓中に島の南端新川鼻海底に奇妙な地形が発見された。¹⁰ 宮殿の跡らしいもので、「遺跡ポイント」と命名され、ダイビングの有名スポットとなったが、海底に眠っている石には「カイダー字」らしきものが発見されている。与那国の海底遺跡は現在調査中であり、これからの研究課題として期待される。

・時双紙

1927年頃、中城村の旧家で『琉球国由来記』（1713）にも記されている『時双紙』が発見された。しかしその後原本が焼失し、現在残っているのは鎌倉芳太郎が模写したものである。『時双紙』は当時知識人であったユタが活用した経典で、そこに平仮名や象形文字がいろいろ組み合わせられ、日または年の吉凶の占いの活用に使われた文字である。『時双紙』にみえる象形文字は平

仮名の流入以前にもあったかどうか、そしていつごろから存在しているのかは不詳である。宮古島では『時双紙』と同様のものの『砂川双紙』が発見された。『砂川双紙』にも十干には絵文字のようなもの、そして十二支には漢字の省略画や記号化したものが多いらしい。

・スーチューマ (スーチューマー)

「スーチューマ」とは、明治中頃まで沖縄本島や先島諸島の庶民の間で数量を示すものとして用いられた。スーチューマの形は地方によって多少異なるが、共通点として文字を所有しない人々の中で、一般の数量を表す記号として古くから使われてきた。古くと言っても、このスーチューマはいつごろから用いられるようになったのかは不詳である。文献により「数籌碼」¹¹、「数珠碼」¹²などと書かれるが、高橋俊三によると実は「蘇州碼」であり、中国の蘇州あたりから沖縄にもたらされた民間用の文字であったとされる。スーチューマは庶民、または漢字の習得ができない土族の女性に、特に沖縄本島で広く用いられた。琉球処分(1879)以降スーチューマーは消滅していくが、ウチナーグチで「スーチューマー グトゥ」がスーチューマーのように「不明、理解できない」、または「稚拙な文字」の意味をあらわす表現として前世代まで一般的に使われていたようだ。¹⁴

・カイダー字 (カイダーディ)

八重山地方、特に与那国島では、スーチューマやワラ算と同じように、「カイダーディ」というものが数量を記す方法として古くから使用されていた。大正初期ごろまで用いられたカイダー字は象形的な文字である。しかしその起源、そしていつから用いられたのかは不明である。高橋俊三によるとカイダー字は象形的なものでありながら、漢字の「六書」という範疇、その「指示文字」の要素が加えられできた文字である。基本的には漢字を崩した形が多く、また沖縄本島などのスーチューマも漢字を基にした文字であると考えられる。

・ワラ算 (バラ算)

「ワラ算」とは沖縄本島やその周辺離島で数量表記手段として用いられたものである。主に藁が使われていたので、「ワラ算」と呼ばれるようになったのだろうが、藁が少ない地域ではソテツやアダンの葉などが用いられた。特に宮古・八重山で盛んに使用され、大部分が納税に用いられたのが特徴的である。おそらく、ワラ算は中国の『隋書』にある「流求伝」(607)に言及されている「草の栄枯によって歳月をはかる」ものにあたるだろう。¹⁶ 厳密にいうとワラ算は文字ではないため、詳細を省略する。

以上、琉球固有文字の課題に触れてみた。中本正智の言葉を借りると、¹⁷これらは「未発達文字の層」といえる。未発達文字とは、ある内容を伝えるために工夫されたり、記されたりしたものであるが、未だその言語(ここでは琉球語)の構文をともなって写されていないものである。

次に琉球において一般的に「文字」として認められるものの使用という課題について考慮する。

2. 日本の文字とのであ¹⁸

古琉球にいつごろ文字が導入されたかについては不明なところがまだ多い。琉球の場合も朝鮮半島や日本と同様に、仏教とともに文字文化（いわゆる漢文や漢詩など）が伝わった。中山の英祖王が即位して（1260）間もなく、1265年に禅鑑仏僧が日本から来琉し、彼によって琉球に初めて仏教の伝来が始まったという説が有力である。が、その当時は仏教が大和に入ってからすでに千年くらい経過しているため、琉球には仏教や漢文にくわえて、その千年間に発展してきた和文学も同時に移入したとみられる。英祖王の在位中（1260-99）に極楽寺をはじめ、仏教や仏教に関連する文明の伝道所となる寺の創建が行われた。そして禅鑑以来、日本から多くの僧侶が琉球に渡来した。当時の僧侶の多くが仏教のほか儒教、和文学などに通じていたことから、当時の日本の諸文化の運搬者だったと思われる。さらに、僧侶達が琉球において知識階層として活躍し、仏教や学問のことばかりではなく、日本との交流や貿易に関する往復文書のやりとりも担っていた。

史実にあらわれる文字の使用（墓碑銘など）も英祖王時代から初められたと考えられる。仏僧たちによってもたらされた（平仮名や和文などを含めた）日本文化は、次第に浸透していったらうと思われる。それは、仏僧渡来から約100年後の1372年に、沖縄から中国へ初めて入貢した時の表文が、「科斗文」（「おたまじゃくしの様な文字」の意味）であったと伝えられていることから推測できる。

琉球処分までの歴史をみると、英祖王の時代以来、琉球王府が終始漢字および仮名を用いたことに基づいて、多くの研究者はこの「科斗文」は仮名で書かれていたに相違ないと考えている。一方、「科斗文」とは仮名ではないという説もある。以下、簡単にこの説に触れてみたいと思う。

東恩納千鶴子¹⁹によると清人である徐葆光が『中山伝信録』（1721）に「元時代に琉球が中国に通じたことがあって、その時奉った奉疏文が [...] 蝌蚪のような横文字の刻んだものであったということである。おまけに蒙古字のように縦に書く日本字とはおのづから別物であるということまで記している」。

元陶宗儀云、「琉球國職貢中華所上表，用木為簡，高八寸許，厚三分，潤五分，飾以髹，釦以錫，貫以革，而橫行刻字其上，其字蝌蚪書」又云「日本國中自有國字字母四十有七，能通識之，便可解其音義，其聯轉成字處，髣髴蒙古字法，以彼中字體写中國詩文雖不可讀，而筆勢縱橫，龍蛇飛動，儼有顛，素之遺」今琉球國表疏文，皆中國書，陶所云「橫行刻字蝌蚪書」或其未通中國以前體如此，今不可考。

この記述から東恩納千鶴子が以下のポイントを推定している。²⁰

中山王が明に朝貢する（1372）以前に、琉球人は中国との間に私的に交流があった。

貝塚・交易時代から続けてきた南洋諸島との往来のきっかけに、琉球は南洋諸島で使用された文字を借用した。

中本正智は『中山伝信録』とともに『使琉球録』（1535）を分析した。『中山伝信録』から以上の文とともに、

琉球字母四十有七、名『伊魯花』、自舜天為王時始制。或云、即日本字母…

を分析し、そして『使琉球録』から中本が次の文を主張する：

陪臣子弟与凡民之俊秀者、則令習讀中國書、以儲他日長史、通事之用、其余、但從倭僧学書蕃字而已。

これらの記述から文字に関して中本は次のように推定する：²¹

㊦古琉球では、上層の子弟や俊秀には漢文を学ばせ、長史や通事につかせ、他の者は倭僧から蕃字（仮名）を学ばせた

イ舜天王（1187-1238 在位）の頃から、10世紀の初めにつくられたとされる「いろは」が琉球に普及していた。

ウ『中山伝信録』に言及される「科斗文」とは、

- a 記標文字 または
- b 平仮名 または
- c 南方の文字（シャム文字など）

だったと考えられる。

多くの研究者は（外間守善、高橋俊三を含めて）「科斗文」とは平仮名であったと推測するが、中本正智は「科斗文」は記標文字だったとの可能性が高いと考えている。²² その理由として、中国の文献には平仮名は日本国の文字である「蕃字」として知られていて、もし琉球も仮名を使っていたとすれば、すぐに判明できたはずだ、と述べている。²³ 他方、琉球で南方の文字が使われていたとすれば、その痕跡が残っているはずだが、その例はまったく存在してないがゆえに、「科斗文」も南洋系の文字ではなかっただろうと思われる。したがって、中本は「科斗文」が、貿易の際に物品の数量を表示するために用いた記標文字（スーチューマーなど）だったと推定する。

筆者はこの中本説に従うことができない。なぜならば、スーチューマーなどが琉球固有文字ではないと思われるからだけではなく、スーチューマーなどは主に数量を示す表記であり、要するに複雑な概念などを表記できない記号と考えるからである。したがって、中国に奉る文書を記す

にはあまりにも不適切だったと考えている。琉球の固有文字だと思われるものの中で、おそらく科斗文に使うことができたのは、未解読である嘉手納などで発見された石刻絵文字しか考えられないだろうが、その文字は「おたまじゃくしのような文字」ではない。つまり、科斗文の痕跡がみつからない限り、科斗文の文字がなんの文字であったのかはずっと知られないであろう。

新しく痕跡が見つかるまで、琉球には最初に日本が用いた文字が入ったのか、或いはそれ以前すでにタイ、フィリピン、スマトラなどで使われた文字が琉球に入ったのか解明できないが、現在確認されている文書などには仮名と漢字だけが使用されるゆえ、琉球も日本文化圏と中国文化圏に所属することしか考えられない。

3. 文字の使い方と仮名遣いの問題

科斗文以来、1415年に將軍義持から中山王尚思紹に仮名書きの書簡が送られ、琉球側から將軍への書簡も和僧たちによる仮名書きだったと推測される。²⁴しかし、現存の金石碑文や書類などは、琉球人の漢字と仮名の使用に関する独特な姿勢を反映している。

前述のように、琉球における文字の流入は13世紀だったが、文字文化の最盛は尚巴志による中央集権の確立（1429）以来だったと考えられる。すなわち、15世紀末から16世紀の初めに琉球語が王府によって文字化される。興味深いことに、漢字・仮名の使用について、金石碑文は辞令書と逆の傾向を呈しているといえる。

最古の碑文の中には、1501年に建立された「たまおとんのひのもの」（玉陵碑）があり、それより古い碑文は、ほとんど漢字書きである。²⁵そして玉陵碑以後の金石碑文の多くは、単なる仮名文字のみ或いは漢字のみの碑文だけではなく、表は琉球語の平仮名書き、裏には同内容の漢文が記されている。したがって、現存の碑文と失われた碑文の拓本を全体的にみると、最古のものは「漢字表記」だったのに、次第に「仮名表記」も使われるようになり、そしてのちに漢字・仮名並行使用に至る。

辞令書の場合は、現存最古の例である「田名文書」は（1523）ほとんど漢字を使わず、仮名文で書かれていることでよく知られている。²⁶この頃から1606年まですべての辞令書はほとんど漢字を利用せずに書かれたことは明瞭である。現存する辞令書の中に、年代順にみると1606年の次の例は1627年に命じられたもので、すでに著しい漢字化の傾向を示し、漢字仮名交じりによって書かれているのである。そして1662年に至ると辞令書は完全に漢字書き（候文）に変遷していることがわかる。²⁷

辞令書の場合、漢文化への傾向はおそらく島津氏の琉球入り（1609）の影響を反映しているといえる。薩摩侵入以降、和文が琉球の士族層の教養とみなされるようになる。さらに、薩摩藩を通して、琉球も幕府の強い影響を受けるようになったため、幕府の命令に従い、日本の諸藩と同じように公式書類に漢文（候文）を用いるようになる。

碑文と辞令書ほかに、琉球における文字の使用を理解するために不可欠な書物は、1531年から1613年にわたって王朝によって作られた歌謡集、『おもろさうし』である。

本来無文字だったとされる琉球が、日本からの借用文字（仮名文字や漢字）で自分の言葉を表記するためには、表記法の規範がなければならないはずが、文字自体や表記法は新しいものであるから、和文の表記法そのまま規範にする以外に方法はなかつたろうと思われる。日本自体、朝鮮半島出身の者を通じて漢文に接触し、その漢文を日本語の表記に適応させるまで様々な工夫を加えて仮名文字を生み出す段階に至ったわけである。その結果、漢文と和文（すなわち二重言語表記）の共存により、比較的融通のきく表記体系を発展させてきたのである。これを経て、国語における仮名遣いがいろいろなバリエーションを呈するようになった。中国の漢字の特徴が日本の表記体系にそのまま写されたことと同様に、むしろ日本の仮名遣いの乱れも『おもろさうし』に投影されていった。しかし、『おもろさうし』の仮名遣いは、日本国語の歴史的仮名遣いそのままのものではない。最初の段階に朝鮮や日本などが漢文を巧みに使ったように、琉球も自国の言葉を正確に表記するために日本の使い方から離れた仮名使用を行っている。当時の言葉の様相や発音はまだ完全に解明されていないにも関わらず、実際のオモロ語の発音においても表音的仮名遣いに苦心しているようすが明瞭である。²⁸

『おもろさうし』の表記の大半が仮名によって行われ、わずかな語が漢字で記されていることから、漢字仮名交じり文の範疇には入らず、仮名文であるといえよう。この仮名には、平仮名や変体仮名が用いられているが、片仮名は一切使われていない。

外間守善の分析によると、²⁹『おもろさうし』の仮名遣いは以下の三種類の混合使用とされている。

国語の歴史的仮名遣い（濁点の脱落、特定のことは当時の発音が変わった場合にも、より古い書き方を保つなど）

琉球語的仮名遣い（例、「帯」を「うび」と書く）

規範意識による類推仮名遣い（例、大和語の仮名遣いの強い意識により、「婿」を「もこ」、「国」を「こに」と書く傾向）³⁰

『おもろさうし』以後、³¹ を主として、 を交えた仮名遣いが固定化し、後続する古文書、碑文、組踊の脚本、琉歌などに明治の中ごろまで使われた。そして琉球が沖縄県になって以来、日本本土と同じように「標準語」で構文し、日本本土とまったく同じ表記法を採用することになった。

4. まとめ

琉球は1372年から明の中国に朝貢し、薩摩藩の侵攻（1609）以降も琉球処分（1879）まで中国との付き合いを順調に続けてきた。その結果、同時に中国と幕府、両組織の影響下にあった。こ

の政治的に微妙な立場が当然琉球の文化に、そして琉球が用いた表記法・表記体系に顕著にあらわれる。実際に、中国との交流は久米村の役人により「漢文」(=中国語)で行われていながら、薩摩藩や幕府との交流は公式的な「日本語」(=候文)で行われた。しかし、薩摩藩の侵入によって、古くからほとんど仮名のみで書かれたとされる、琉球王府の国内用辞令書や公式の書類・書物にも日本の漢文(すなわち漢字によって書かれる候文、変体漢文)への著しい傾向があらわれる。なお、表記方法がこのように日本化していくにも関わらず、琉球では終始片仮名を用いる例はみられない³¹。それはなぜであろう。

仏教の世界を通して文字化への道を歩み始めた古琉球が、仏教の典籍の訓読を補うために日本で案出された片仮名³²を用いることに至らなかったことは、不思議に思われるかもしれない。が、当時の琉球の状況を考えてみれば、実はこれは不自然なことではない。当時の琉球人にとっては和僧の指導の下で漢文書籍を理解するために、外国語である日本語(平安朝の言語、現在の感覚でいえば「古文」)を訓読しても、読み下した日本語をあらためて琉球語に訳すということは二重の負担だったに違いない。要するに不要の困難だった。したがって、琉球では漢文などが訓読されずに、直接中国語(=白話)で理解されることになった³³とともに、読み下しと深い関係をもっていた片仮名の使用もなかったと考える。

琉球の歴史をみると、他の地域とまったく同様に、国家らしい組織に至るにつれて、文明発展をもたらす文字の開拓もみられる。7世紀の日本では聖徳太子により仏教と仏教の文化が国の建設に大きく貢献したのはよく知られている。琉球の按司の間で王権をもつようになった英祖の場合も、国家の構造の支えにしたのは仏教と文字の導入だった。さらに、尚巴志王による三山の統一(1429)以来、王朝によって意識的な琉球語の文字化への傾向があらわれる。この環境の中、王朝によって前述の玉稜碑や『おもろさうし』が生まれるが、興味深いことに、このような大切な表文や碑文は漢字ではなく平仮名文で記されているのである。

古琉球は、古朝鮮や大和と違って、外国文字の移入以来、その文字を使用することにとどまり、琉球独自の文字を創造することに至らなかった。他方、いわゆる「琉球固有文字」が特定の環境にあらわれたとしても、それらの文字を用いた構文をともなうことばとして成立する段階までいかなかった。漢字文化圏のほかの国と同じように、中国文化の影響を避けられなく、現代まで中国の漢字を用いている。さらに、平仮名の使用は当時における琉球語と平仮名の密接な結びつきを証明するものだと考えることもできる。ただし、これは1372年からおこなっていた中国との親交という視点からとらえるとどのように理解すべきか。

この傾向は琉球が明の中国に対して国内の事情・事務などを独立させようとした試みから生まれたのか、或いは単に同じ島国である日本ををもとにしたということであるのか。または、日本で「女手」として知られた平仮名が琉球において公式の表記手段として選ばれた理由は、古琉球の女性達もっていた政治的・宗教的の権威にかかわっているのではないかと考えることもできる³⁴。

琉球王国も漢字文化圏に所属していることに間違いはないが、中国の表記体系を中国から直接に取り入れたのではない。実際に、琉球には中国の漢字は日本の仮名文字と同時に日本人によって導入された。したがって、琉球は漢字文化圏国である朝鮮半島、日本、ベトナムなどと違い、同時に二つの文字体系と接触できたため、その文字体系のなかのどれが琉球語の表記に適切なのかを選択することができた。大和が朝鮮半島出身の人によって漢字を知り、朝鮮半島の漢文の読み方や読み下しの方法を参考にしたことと同様に、古琉球は日本から漢文および和文を同時に取り入れ、当時日本ですでに発展していた読み書きの方法を習得したに違いない。この点は古琉球の独特な姿勢であると考えている。

古琉球語に関しては不明な点がまだ多く残っている。特に、古琉球語の表記には仮名文字がどのくらいふさわしかったのかはまだ不詳である。が、古琉球の言語と文字との関係など、これからの研究の大事な課題となり分析や解明されることが期待される。

参考文献

- ・赤嶺守, 『琉球王国 - 東アジアのコーナーストーン』, 講談社, 2004
- ・沖縄県教育文化資料センター, 『新編 沖縄の文学』, 沖縄時事出版, 2003
- ・沖縄県立博物館, 『刻まれた歴史 - 沖縄の石碑と拓本』, 沖縄県立博物館友の会, 1993
- ・沖縄探検シリーズ2, 『与那国島 - 海底のロマンス -』, 美峰, 2003
- ・亀井孝編集, 『日本列島の言語 - 言語学大辞典セレクション』, 三省堂, 1997
- ・河野六郎他, 『言語学大辞典, 別巻 - 世界文字辞典』, 三省堂, 2001
- ・国立国語研究所, 『沖縄語辞典』, 財務省印刷局, 2001
- ・ZHOU Youguang, "The Family of Chinese Character-Type Scripts", *Sino-Platonic Papers*, 28, p.1-11, 1991
- ・高良倉吉, 『琉球王国の構造』, 吉川弘文館, 1987
- ・TARTARINI Silvia, 『漢字について 非漢字文化圏の研究者から見た漢字に関わる諸問題』, 修士論文, 京都大学大学院, 1999, 未公表
- ・多和田眞一郎, 『沖縄語漢字資料の研究』, 溪水社, 1998
- ・塚田清策, 『文字から見た沖縄文化の史的研究』, 錦正社, 1968
- ・中本正智, 『日本列島言語史の研究』, 大修館書店, 1990
- ・東恩納千鶴子, 『琉球における仮名文字の研究』, 球陽堂書房, 1973
- ・外間守善, 『沖縄の言語史』, 法政大学出版局, 1971
- ・_____, 『日本語の世界9 沖縄の言葉』, 中央公論社, 1981
- ・POLLACK David, *The Fracture of Meaning*, Princeton, Princeton UP, 1986

参考インターネットサイト

- ・ <http://www.bihou.com/iseki/top/hon.htm>

注釈

- 1 厳密に言えば、琉球列島（または薩摩入り 1609年 までの古琉球）は鹿児島県の奄美大島、徳之島、喜界島、沖永良部島、与論島も含んでいる。
- 2 TARTARINI Silvia, 『漢字について 非漢字文化圏の研究者から見た漢字に関わる諸問題』, 修士

- 論文, 京都大学大学院, 1999, 第二章参照
- 3 河野六郎, 『文字論』, 三省堂, 1994, p.104~参照
 - 4 POLLACK David, *The Fracture of Meaning*, Princeton, Princeton UP, 1986, 第一章参照
 - 5 ZHOU Youguang, "The Family of Chinese Character-Type Scripts", *Sino-Platonic Papers*, 28, p.1-11 参照, 1991
 - 6 外間守善, 『沖繩の言語史』, 法政大学出版局, 1971, p.23~参照
 - 7 外間守善, 『日本語の世界 9 沖繩の言葉』, 中央公論社, 1981, p.90~参照
 - 8 河野六郎他, 『言語学大辞典, 別巻 世界文字辞典』, 三省堂, 2001, p.1121~参照
 - 9 河野六郎他, 『言語学大辞典, 別巻 世界文字辞典』, p.1121~, 亀井孝 編集, 『日本列島の言語 言語学大辞典セクション』, 三省堂, 1997, p.318, 『日本語の世界 9 - 沖繩の言葉』, p.110~参照
 - 10 沖繩探検シリーズ 2, 『与那国島 - 海底のロマンス - 』, 美峰, 2003, <http://www.bihou.com/iseki/top/hon.htm> (琉球大学教授 木村政昭 / 資料提供 琉球大学海底調査団 / 海底撮影) 参照
 - 11 国立国語研究所資料集(5), 『沖繩語辞典』, 財務省印刷局, 2001, p.499
 - 12 河野六郎他, 『言語学大辞典, 別巻 - 世界文字辞典』, p.1123 参照
 - 13 同上
 - 14 池宮正治先生から口頭で得た情報
 - 15 河野六郎他, 『言語学大辞典, 別巻 - 世界文字辞典』, p.1124 参照
 - 16 外間守善, 『沖繩の言語史』, 法政大学出版局, 1971, p.110~参照
 - 17 中本正智, 『日本列島言語史の研究』, 大修館書店, 1990, p.793~参照
 - 18 外間守善, 『沖繩の言語史』, 法政大学出版局, 1971, p.26~, 河野六郎他, 『言語学大辞典, 別巻 世界文字辞典』, 三省堂, 2001, p.1117~, 外間守善, 『日本語の世界 9 - 沖繩の言葉』, 中央公論社, 1981, p.90~参考
 - 19 東恩納千鶴子, 『琉球における仮名文字の研究』, 球陽堂書房, 1973, p.14参照
 - 20 『琉球における仮名文字の研究』, 球陽堂書房, 1973, p.14参照
 - 21 中本正智, 『日本列島言語史の研究』, 大修館書店, 1990, p.796~参照
 - 22 同上, p.797~8
 - 23 外間守善は中国の史書『国史会要』(1367)に基づいて, 「科斗文」は「平仮名」を指示すると解釈する。『沖繩の言語史』, p.112 参照
 - 24 外間守善, 『沖繩の言語史』, 法政大学出版局, 1971, p.112 参照
 - 25 沖繩県立博物館, 『刻まれた歴史 - 沖繩の石碑と拓本』, 沖繩県立博物館友の会, 1993, p.11-19 参照。玉陵の碑文以前, 「安国山樹花木之記碑」(1427), 「円覚禅寺記」(1497)そして1494年に作られたとされる「おろく大やくもい」の碑があったが, 現在はその拓本しか残ってない。この中の, 「おろく大やくもい」は短い文でありながら平仮名で書かれていて, 他のは長い漢字書き文で成り立っている。
 - 26 東恩納千鶴子, 『琉球における仮名文字の研究』, 球陽堂書房, 1973, p.23参照。現在確認されている文書は1523年から1878年までにわたっている。
 - 27 同上, p.33~35参照
 - 28 外間守善, 『沖繩の言語史』, 法政大学出版局, 1971, p.30~参考
 - 29 同上 p.32参考
 - 30 ただし, この書き方は実際に規範意識を反映しているかどうかは, 現在, 確認できない疑問である。琉球方言のバリエーションを分析すると, これらの表記方式は当時の本当の発音をそのまま記している可能性も充分にあると分かる。狩俣繁久先生から口頭で得た情報。
 - 31 現在まで発見されている古文書・書物のなかに, 片仮名を利用する唯一の例が「浦添家本伊勢物語」(1480年ごろ)である。しかし, ここには片仮名の採用は注釈や漢字の読み方にとどまる。外間守善,

『日本語の世界9 沖縄の言葉』, 中央公論社, 1981, p.113参照

- 32 伝統によると「いろは」(要するに「平仮名」)が弘法大師によって創られたと言われるが、最新の研究の成果として、片仮名とともに平仮名も役所の書記や寺院の学僧などによって、文書や聞書などに用いられたことが分かった。9世紀のはじめ頃から漢文の行間などに万葉仮名の略体が成立し始めた。略体化の方法には「草書化」と「省画」があり、草書化によって平仮名が発生し、省画によって片仮名が成立したと思われる。築島裕、「仮名」、p.229~参照、河野六郎他、『言語学大辞典、別巻 - 世界文字辞典』, 三省堂, 2001に掲載
- 33 中本正智、『日本列島言語史の研究』, 大修館書店, 1990, p. 809参考。高良倉吉先生もこの点に関して同意(琉球大学, 平成16年度の講義, 口頭でえた情報)。
- 34 豊見山和行先生から口頭で得た情報。